



雇用・労働・移民法ニュース

皆様に随時移民法、ビザ情報をアップデートしております。

J-1 ジャパン・スペシャリスト・プログラム

米国国務省は、2024年4月5日よりJ1交換訪問者プログラムに新たなジャパン・スペシャリスト・プログラムというカテゴリーを設けました。国際教育文化交流の促進を目的として制定されたフルブライト・ヘイズ法の趣旨に従い、このプログラムは、日米双方の教育専門家の相互知識交換を促進することを目的としています。このプログラムを通じて、日本語と日本文化の専門家が米国教育施設や機関の教育方法や手法を学ぶと同時に、日本語の教育方法などをアメリカの専門家と共有することで、日本とアメリカ全土のコミュニティとの長期的な相互理解と国際協力を育成することができます。

【活動内容】 日本からの交換訪問者は、米国の地元コミュニティの非営利団体、米国政府機関、中学校、高校や大学など日本語教育を提供する教育機関や同等の施設を訪問することで米国の文化と社会への理解を深め、また、地元の専門家と日本語教育に関する専門知識を共有することで米国地域社会の日本文化や言語、日本の教育制度に関する理解を高めます。

【滞在期間】 交換プログラムのスペシャリスト・カテゴリーはアメリカでの滞在期間が1年間に限定されていますが、日米間の国際交流を促進するために、この一年間の制限は免除され、ジャパン・スペシャリスト・プログラム参加者は最長で36か月までアメリカに滞在することができます。最初は1年間の滞在が許可され、その後24か月延長することができます。

【参加条件】 交換訪問者は、特定分野の専門家であり、アメリカの教育事情の観察、コンサルティング、或は自らの専門知識やスキルを共有する目的で渡米することが条件となります。ただし、交換訪問者は、米国にて永久または長期雇用の職に就くこ

とはできません。交換訪問者は日本国民であり、日本外務省発行のパスポートを所持していること、さらに十分な英語能力を持ち、米国のスペシャリスト・カテゴリーのすべての資格基準を満たしていることが条件となります。

【申請方法】 交換訪問者の応募は、日本の政府機関から資金提供を受け事前に選出されている者以外にも、教育機関および国家登録日本語教師など民間から資金提供を受けている者も含まれます。資金源に関係なく、すべての応募者はJ1スポンサーに直接申請します。J1スポンサーは、各参加者の選考プロセスと応募者の経歴がジャパン・スペシャリスト・カテゴリーの規制に準拠していること、および各応募者がその分野の専門家であることを確認します。プログラム参加が承認されたら、応募者は、スポンサーから米国のJ-1非移民資格を申請するために必要な「DS-2019 交換訪問者 (J-1) ステータスの在留資格証明書」の発行を受けます。DS2019受領後は、応募者の居住地或は所在地の米国大使館か領事館に面接予約をとり、所定書類を提出してJ1非移民ビザを申請します。J1非移民ビザが発行されたら、パスポートとDS2019を持参し、アメリカに入国することができます。



執筆：大蔵昌枝弁護士
Taylor English Duma LLP 法律事務所
* Copyright reserved. 著作権所有
1600 Parkwood Circle, Suite 200,
Atlanta, GA 30339
DIRECT: 678.426.4641
OFFICE: 770.434.6868
E-Mail: mokura@taylorenchish.com
www.taylorenchish.com

本ニュース記事に関する注意事項 (DISCLAIMER)

本雇用・労働・移民法ニュース記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したのではなく、一般的情報の提供を目的とするものです。また、記載されている情報に関しては、できるだけ正確なものにする努力をしておりますが、正確さについての保証はできません。しかも、法律や政府の方針は頻繁に変更するものであるため、実際の法律問題の処理に当たっては、必ず専門の弁護士もしくは専門家の意見を求めて下さい。Taylor English Duma 法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任を負うことは出来ませんのであらかじめご承知おき下さい。

日本にて学生・研究者用のビザ関連書籍を出版

大蔵昌枝弁護士 ジョージア州弁護士

学生や研究者は弁護士や企業サポートがなく、自分でビザ申請を行うことが多いため、法的問題に対してどこを見てよいかわからないといった問題が多くみられます。そのため、自分でもビザの申請ができるように解説された本です。

研究者は学生ビザ、研修ビザ、就労ビザなどで渡米されるので、主にF-1・OPT/CPTとJ-1の申請方法や配偶者の就労について触れていますが、就労としてくる場合のH1B、L、E、Oビザなども選択肢として簡単に解説しています。

下記のリンクから書籍の概要をご覧ください。

<https://www.yodosha.co.jp/jikkenigaku/book/9784758108492/>

研究者・留学生のための
アメリカビザ取得
完全マニュアル



アメリカの弁護士による徹底解説!

監 大蔵昌枝 (Taylor English Duma LLP, ジョージア州弁護士)
監修 大蔵真実 (タカワシロワシントン法律事務所)
刊行所 関空 (PFS LLC, ジョージア州弁護士)

